

公表日：2024/6/30
社会福祉法人 八生会

男女の賃金の差異に関する実績

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	91.4%
正規雇用労働者	94.5%
非正規雇用労働者	118.7%

<説明>

※対象期間：令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

※賃金：基本給、各種手当、超勤労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。

※非常勤職員：①嘱託除く②正規職員の所定労働時間（1日8時間）で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出している。